

前回小委員会における主な指摘事項

＜環境影響評価の基本的考え方＞

- ・ 法アセス対象に追加することに賛成。(田中委員、崎田委員、鷺谷委員、吉田委員、古尾谷委員、石田委員、勢一委員、大塚委員、村山委員、河上委員)
- ・ 太陽光発電については、法アセス・条例アセスの対象となるような大規模なものから、小規模なもので近隣トラブルとなっているようなものもあり、全体像が大事。(崎田委員)
- ・ 法アセス・条例アセス対象外の小規模なものが件数としてはかなり多い。ガイドラインが極めて重要であり、良いものを作って欲しい。(河上委員)

＜規模要件＞

- ・ 条例アセスの規模要件の指標をどうするか、また、アセスに限定せず土地利用、景観、災害対策など含めて全体としての対策をどうするかは、ある程度自治体でやっているのだから、自治体に任せて欲しい。(古尾谷委員)
- ・ 条例としては面積がわかりやすいが、なぜ法と違うのか、周知・発信に工夫が必要。(勢一委員)
- ・ 規模要件は賛成だが、小さな規模でも例えば1軒の農家が太陽光発電を設置すると、近隣にも太陽光発電が広がるということが起きる。(石田委員)

＜地域特性＞

- ・ アセスはリスク評価であり、外力の大きさと脆弱性の相乗で考えるべき。急斜面や土砂崩れ地形などが加味できる方が、重大なリスク回避が出来るのではないかと。(鷺谷委員)
- ・ 地域によって希少種がいたり土砂流出の影響が出やすかったりするので、地域特性による判定は大事。(吉田委員)
- ・ 人為的な影響の低い地域と高い地域の差は微妙であり、ゴルフ場跡地をどう考えるかなど、議論になるのではないかと。(村山委員)
- ・ 環境影響評価条例の在り方について、「～等の条例にすることが望ましい」という表現があるが、環境影響が小さいかどうかは自治体が判断することである。(古尾谷委員)

＜環境影響評価項目の選定、調査・予測及び評価手法等＞

- ・ 太陽光発電は里地里山に設置されることが多く、里地里山には絶滅のおそれのある動植物がかなりいる。ミティゲーション・ヒエラルキーとして回避がまず大事であり、代償ではないという点を、より徹底して欲しい。(吉田委員)
- ・ アカトンボなど、空から反射光で水辺を探索する生物が太陽光パネルに誘引されているのを見かける。水辺ではないので繁殖できない、という問題もあると思われる。反射光が生物に与える影響についても調査が必要なのではないかと。(鷺谷委員)
- ・ 反射光は景観にも大きな影響を及ぼす。(吉田委員)

- ・ 撤去・廃棄の問題は重要。発電終了後は撤去が必要であるため、事業実施段階で予測される評価は行う必要がある。廃棄物の扱いについて、本来アセスの範疇かという問題はあるが、基本的事項に定められているし、発電所アセス省令にも規定されており（21条2項）、今般事例を加えることに意味がある。（大塚委員）
- ・ 撤去・廃棄について、事業実施前にわかっていることには限りがあり、実際の撤去・廃棄の段階でも何か評価する必要があるのではないか。（村山委員）
- ・ 環境リスク調査融資促進利子補給事業では、比較的小規模の事業について簡単なアセスメントを実施していたので、参考になるのではないか。（村山委員）

<地域との共生>

- ・ 地域と協働し、住民が参加しながら評価することが重要であり、規制だけでない考えを入れる絶好のチャンスである。（石田委員）
- ・ 特に防災面など、アセスで何とかできる部分は限られている。アセスと組み合わせる形で立地のコントロールができるような法体系が出来ると良い。（勢一委員）

以上